

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェーン草加店

埼玉県草加市柳島町五百八番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開設される店舗につきましては、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合への加入をご検討いただき、それらの団体が行う活動にご協力ください。また、町会の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

二 縦覧期間

平成三十一年三月十二日から平成三十一年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター